



2019年1月31日

各 位

会社名 株式会社 MARUWA
代表者 代表取締役社長 神戸 誠
(コード番号 5344 東証・名証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 及位 環
(TEL 0561-51-0839)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うためであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 80,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.6%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 800百万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2019年2月1日～2020年1月31日 |

(ご参考)2018年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数	12,372,000株
自己株式数	18,876株

以 上